

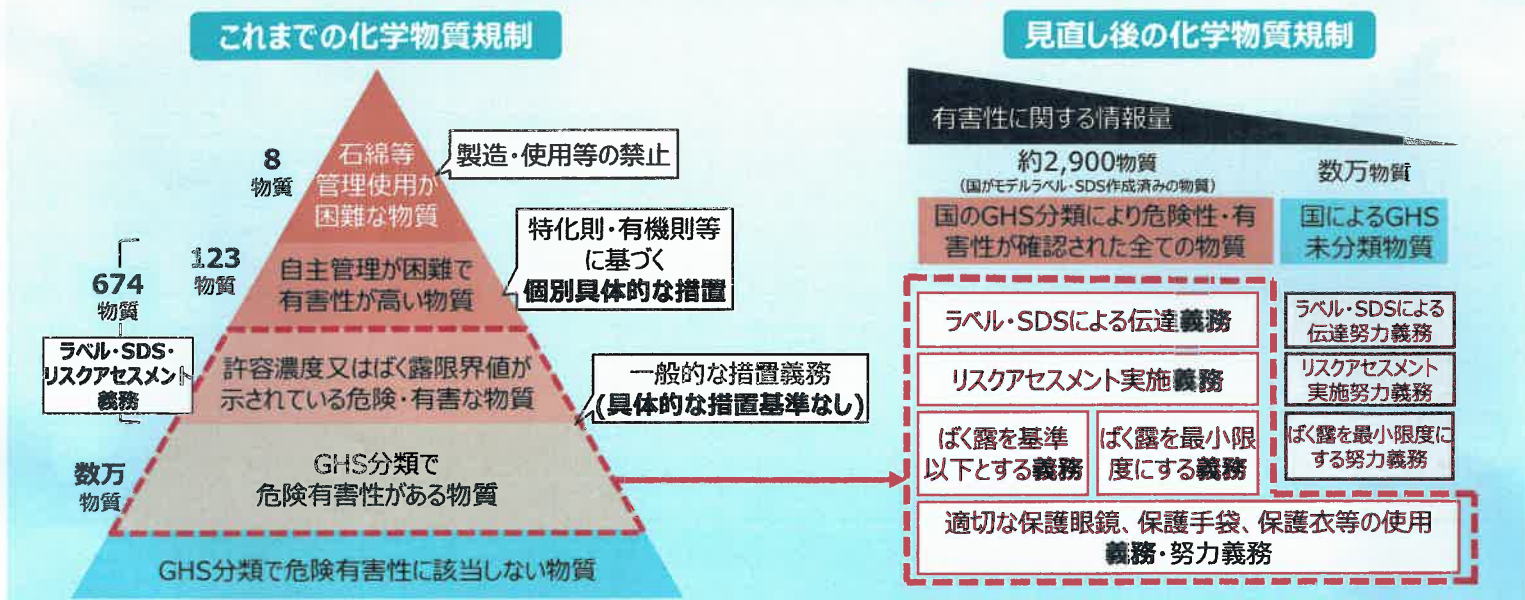
「リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場」を対象とする

化学物質管理者講習

化学物質により健康障害等の労働災害が頻発していることから、労働安全衛生法および労働安全衛生規則等が改正されました。(令和4年厚生労働省令91号(令和4年5月31日公布))

化学物質を自律的に管理するために、労働安全衛生規則第12条の5(令和6年4月1日施行)で定めるところにより、リスクアセスメント対象物質を取り扱う事業場ごとに、化学物質に係る技術的な事項を管理する化学物質管理者の選任が義務付けられました。

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！



この講習会は、厚生労働省告示第276号(令和4年9月7日)(製造事業場向け)・基発0907第1号(令和4年9月7日)(取扱事業場向け)に基づく教育であります。

これを受け、当労働基準協会として会員事業場の利便性を考慮し、「リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場」で選任される方を対象とする6時間講習を下記の日程により開催いたしますのでお知らせ申し上げます。

記

- 開催日時 令和6年7月10日(水)
受付時間 午前8時50分
講習時間 午前9時～午後4時 ※講習終了後、修了式があります。
- 開催場所 佐野市勤労者会館(栃木県佐野市浅沼町796)
- 受講料 16,500円(テキスト代・消費税)
事業場様に請求書を郵送致しますので、金融機関からの振込みをお願い申し上げます。入金確認ができ次第受講票を発行致します。
※締切日後の受講取り消しによる、受講料の変更はできません。
- 申込方法 申込書と本人確認書類(自動車運転免許証の表裏コピー)及び下記証明写真を添えて、ご持参又は郵送下さい。
- 証明写真 1枚(写真裏面に氏名を記入)
大きさ(縦3cm×横2.4cm)
※無背景/無帽子/胸上/6ヶ月以内に撮影したもの(色付眼鏡不可)
- 申込締切 令和6年6月21日(金) 定員50名(定員になり次第締め切ります。)
- 申込先 一般社団法人佐野労働基準協会(Tel. 0283-24-6470 FAX. 0283-22-9310)
(〒327-0844 栃木県佐野市富岡町1296-3)
- その他 外国籍の方につきましては、在留カードの表裏写しを添付して下さい。また、日本語の理解力について記入していただく用紙がございますので、事前に必ずご連絡下さい。